

日調連発第361号
令和7年3月18日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について（通知）

令和3年6月1日から運用を開始した土地家屋調査士業務取扱要領について、本月6日付けで別添のとおり一部改訂しましたので、貴会所属の会員に周知されますようお願いします。
なお、一部改訂した同要領は、当連合会のウェブサイトからダウンロードをお願いします。

記

- 土地家屋調査士業務取扱要領及び土地家屋調査士業務取扱要領別紙類の掲載先
当連合会ウェブサイト>会員の広場>業務部ページ>土地家屋調査士業務取扱要領
<https://www.chosashi.or.jp/members/gyomu/gyotori/>
- ※ 会員の広場への入場にはIDが必要です。IDを取得していない会員は、「会員の広場入口」ページから新規ユーザー登録が必要となります。



土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂（新旧対照表）

令和 7 年 3 月 6 日改訂

改 訂	現 行
第 1 条～第 3 条 （略） （用語の定義） 第 4 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(4) （略） (5) 登記基準点 調査士又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が登記の申請手続をするに際し、一筆地測量の与点として使用するために<u>登記基準点測量作業規程に基づいて設置した点</u>をいう。 (6) 認定登記基準点 <u>前号の点のうち、</u>連合会により認定された基本三角点等として取り扱うことができる登記基準点をいう。 (7)～(18) （略） 第 5 条～第 108 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （同左） （用語の定義） 第 4 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(4) （同左） (5) 登記基準点 調査士又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が登記の申請手続をするに際し、一筆地測量の与点として使用するために<u>設置した点及び次号の点</u>をいう。 (6) 認定登記基準点 連合会により認定された基本三角点等として取り扱うことができる登記基準点をいう。 (7)～(18) （同左） 第 5 条～第 108 条 （同左）